

Information
02

介護保険料・介護保険負担限度額 認定制度が変わります

●介護保険料

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。65歳以上の介護保険料は、介護サービス費用の総額見込み(給付実績や要介護認定者数などを勘案)に基づき一人当たりの額を算出し、3年ごとに見直しています。

■第8期(令和3年度～5年度)の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	月額	年額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円以下の人	1,800円	21,600円
第2段階	本人が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円を超え120万円以下の人	3,000円	36,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が120万円を超える人	4,200円	50,400円
第4段階	世帯課税 本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円以下の人	5,400円	64,800円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円を超える人	6,000円	72,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	7,200円	86,400円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,800円	93,600円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,000円	108,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	10,200円	122,400円

●介護保険負担限度額認定

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院などで、長期入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費(滞在費)を軽減する制度です。

8月から認定の基準と利用者負担上限額の一部を変更します。

■対象者の条件

市町村民税非課税世帯(別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税)で、下記の条件いずれか1つを満たす人	
1	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、預貯金額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
2	「前年の合計所得金額+年金収入額」の合計が80万円以下で、預貯金額が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
3	「前年の合計所得金額+年金収入額」の合計が80万円超120万円以下で、預貯金額が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
4	「前年の合計所得金額+年金収入額」の合計が120万円超で、預貯金額が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下

●社会福祉法人等利用者負担軽減制度

社会福祉法人などで提供している介護サービス(予防含む)を利用する際の食費や居住費(滞在費)などの自己負担額の4分の1を軽減する制度です。

利用者の状況やサービス内容によっては軽減されないものもあります。軽減の対象となるサービスや対象者の条件など詳細は問い合わせください。

【申請手続き】

「介護保険負担限度額認定」、「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」は申請が必要です。

また、令和3年7月31日期限の認定証を持っている場合は更新手続きが必要となります。

詳細は問い合わせください。

【申請場所】福祉事務所長寿介護課、各総合支所市民課

【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(介護給付係)

☎0220(58)5551

Information
01

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料を改定

国民健康保険税の 税率を引き下げ

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度です。社会保険加入者や生活保護受給者以外の全ての人が国民健康保険制度に加入しています。令和3年度の国民健康保険税の税率について、長引く新型コロナウイルス感染症の経済的影響に配慮し、被保険者全員が対象となる医療分の均等割を「表1」のとおり2千円引き下げました。

また、税制改正の影響を抑えるよう、所得割を算定する際の基礎控除額を変更したほか、一定の所得の年金所得者や給与所得者が2人以上いる世帯は、軽減判定所得基準額の計算方法を「表2」のとおり変更しました。

詳細は、総務部税務課の窓口や市公式ホームページで確認ください。

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険係)
☎0220(22)2163

■【表1】国民健康保険税率の改正表

区分	医療分		支援金分		介護分		
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
所得割	(前年総所得-基礎控除43万円)×税率	6.20%	据え置き	2.20%	2.00%	据え置き	
均等割	被保険者一人につき	22,000円	20,000円	7,000円	8,000円		
平等割	一世帯につき	15,000円	据え置き	5,000円	6,200円		
各限度額		630,000円	据え置き	190,000円	据え置き	170,000円	据え置き
限度額合計		令和3年度 990,000円(変更なし)					

■【表2】軽減判定所得基準の改正表

軽減割合	世帯(被保険者、世帯主および特定同一世帯所属者)の所得の合計	
	令和2年度	令和3年度
7割	33万円以下	43万円+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下
5割	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	43万円+(28.5万円×被保険者数)+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下
2割	33万円+(52万円×被保険者数)以下	43万円+(52万円×被保険者数)+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下

【対象者】

医療分⇒国保加入者全員
支援金分⇒国保加入者全員
介護分⇒40歳以上65歳未満の人

※特定同一世帯所属者とは、同じ世帯の中で国保被保険者から後期高齢者医療保険制度の被保険者に移行した人です
※給与所得者等の数とは、給与収入が55万円超の人、公的年金等の収入が60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上)の人の合計

■後期高齢者医療保険料

年間保険料(限度額)	均等割額	所得割額
64万円	一人につき 42,240円	基礎控除(43万円)後の総所得×7.97%

■均等割額の軽減対象判定基準

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の所得の合計額		軽減後の均等割額
	令和2年度	令和3年度	
7.75割	33万円以下の世帯	廃止。令和2年度に7.75割軽減対象者は7割軽減に該当	廃止
7割	33万円以下の世帯で、被保険者全員の公的年金収入等が80万円以下で、その他の所得が無い場合	43万円+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下の世帯	12,672円
5割	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	43万円+(28.5万円×被保険者数)+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下の世帯	21,120円
2割	33万円+(52万円×被保険者数)以下	43万円+(52万円×被保険者数)+(10万円×(給与所得者等の数-1))以下の世帯	33,792円

※均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法(65歳以上の人)
軽減判定時の公的年金等所得=公的年金等所得額-特別控除額15万円
※均等割額の軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わりました
後期高齢者医療保険料は段階的に軽減対策を見直していきます。令和3年度からは、均等割額の保険料は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。また、税制改正により均等

割額の軽減対象判定基準の計算方法を変更しました。
【問い合わせ】
▼総務部税務課(国民健康保険係)
☎0220(22)2163
▼宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022(266)1021